平成２２年（フ）第２６２３号
福岡県古賀市久保1309番地２　ＪＧＭ千鳥タウンコートＦ棟505号
債務者　工藤　智江
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６２８号
福岡市南区井尻１丁目21番７号
債務者　阿比留郷子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６３３号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西５丁目８番15号Ｉ．Ｓ浦ノ原Ｂ202号
債務者　高田　晴菜（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６４６号
福岡市東区香椎２丁目８番23号
債務者　野中　委子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６５４号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目４番18―402号
債務者　松本　修二
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６５５号
福岡市博多区住吉３丁目１番19―1003号
債務者　玉井　佳子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６６３号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼２丁目10番４号八仙荘203号
債務者　池川　和弘
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６７７号
福岡県福津市花見が丘１丁目３番12―701号
債務者　齊藤　啓次
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６８４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4837番地１
債務者　清水　大介
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６８５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4837番地１
債務者　清水　陽子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６８６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4837番地１
債務者　清水ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６８７号
福岡市南区井尻４丁目31番21―302号
債務者　中村　清一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６８８号
福岡市博多区千代１丁目15番７号
債務者　朝原紀美子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６９３号
福岡市東区三苫５丁目６番７―808号
債務者　児島　純子（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６９７号
福岡県大野城市紫台１番７号　パープルハイツ大野202号
債務者　中野　　透
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７００号
福岡市東区唐原７丁目14番２号
債務者　白石　英生
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７０２号
福岡市南区若久１丁目24番33―201号
債務者　坂本　慎美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７０４号
福岡市南区弥永４丁目11―１―101、住民票上の住所福岡市博多区寿町３丁目５番19―705号
債務者　安川　真紀（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部